

小牧市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第 8 号

小牧市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

小牧市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例（昭和56年小牧市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「心身に」を「発達に支援を必要とする乳幼児及び」に、「その心身」を「心身」に改める。

第3条第1号中「心身障害児通園施設あさひ学園」を「親子通園施設あさひ学園」に改める。

第5条中「次に」を「次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 親子通園施設あさひ学園 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 発達に支援を必要とする乳幼児及びその保護者

イ その他市長が適当と認める者

(2) 障害者デイサービス施設ひかり 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 障害を有する者

イ その他市長が適当と認める者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。